

事業者向け

村田町子育て応援ヘルパー派遣サービス事業に関する サービス事業者登録のお願い

日頃から、本町の子育て支援にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。
本町では、令和7年4月から、子育て家庭の家事・育児負担の軽減を図り、子育て家庭の福祉向上を図るため、未就学児を養育するご家庭を対象に「ヘルパー派遣サービス事業」を開始いたしました。

本事業は、対象世帯が町が発行する「すくすく村田っこ応援クーポン」を使用し、町に登録している事業者様から家事・育児サービスの提供を受けることができ、日々慌ただしく生活する子育て世帯の方々が、ゆとりをもって子どもと向き合う時間を創出することを目的としております。

クーポンにより提供を受けたサービス料金は、町が負担いたしますので利用者の経済負担がないことから一定の利用が見込まれるため、ぜひ本町のサービス提供者として登録くださいますよう、ご協力よろしくお願いいたします。

なお、詳細につきましては、別添の実施要綱等をご覧ください。

記

【登録要件】

- ① 家事又は育児サービスもしくはその両方の事業に1年以上の実績を有する事業者
- ② 法人格を有し、当該事業の実施について、定款等規約に定めがある事業者
- ③ 村田町内全域を対象としてサービス提供が可能である事業者
- ④ 緊急時におけるマニュアルが整備されている事業者
- ⑤ 育児支援サービスを行う場合、訪問介護員2級又は介護職員初任者研修課程修了、保育士、看護師、准看護師の資格を有する職員を配置している事業者
- ⑥ 役員等が暴力団員や暴力団員と密接な関係をではない事業者

【提出書類】

- ① 村田町子育て応援ヘルパー派遣サービス事業者登録申請書(様式第1号)
- ② 定款の写し
- ③ 過去1年分の実績が分かる書類
- ④ 緊急対応マニュアル
- ⑤ 育児支援サービス提供する場合、次の資格を有している職員を配置していることが分かる書類
 - (1) 訪問介護員2級以上または介護職員初任者研修過程修了
 - (2) 保育士
 - (3) 看護師
 - (4) 准看護師

【提出先】

- ・村田町子育て支援課 子育て支援班

【サービスの利用対象・サービス提供を行う場所】

- ・利用対象：町内の未就学児のいる世帯の方
- ・提供場所：利用者のご自宅等

【サービスの内容】

- ・家事代行サービス(掃除、洗濯、調理その他の日常生活における家事一般)
※掃除については利用者様とご協議ください
- ・育児支援サービス(おむつ交換、食事の介助(授乳を含む)、沐浴、遊び相手その他の日常的な育児の補助支援)

※事業の詳細は「村田町子育て応援ヘルパー派遣サービス事業実施要綱」及び「村田町子育て応援ヘルパー派遣サービス事業者登録事務処理要領」でご確認ください。

【1世帯当たりのクーポンの交付枚数】

- ・交付申請のあった世帯へ2千円のクーポンを25枚交付(5万円分)

【クーポンの利用期間】

- ・交付日から現年度3月31日まで

【子育て応援ヘルパー派遣サービス事業の流れ】

- ① 利用者様から事業者様へ予約の連絡があるため、日時や内容、料金について協議します
- ② 事業者様が予約の日時に利用者様の自宅等に訪問しサービス提供をします
- ③ サービス提供後、利用者様からクーポンで料金のお支払いが行われます
- ④ 翌月10日までに使用済みクーポン券及び利用料を記載した請求書を町に送付します
- ⑤ 町からクーポン利用分の利用料を指定口座へ振り込みます
※詳細は、裏面の【ご利用の流れ】をご確認ください

【注意事項】

- ・町外利用者の場合はクーポンを利用できません。

【クーポン利用範囲について】

- ・利用者の都合等によりキャンセル料等が発生する場合は、クーポンでの支払いはできませんので、利用者様に直接ご請求ください。

【クーポンに関するお問い合わせ・事業者登録先】

- ・担当：村田町子育て支援課 子育て支援班
- ・〒：989-1392
- ・住所：宮城県柴田郡村田町大字村田字迫6番地
- ・TEL：0224-83-6405
- ・Mail：mura-kos@town.murata.miyagi.jp

【ご利用の流れ】

